

令和7年
7月農業委員会総会議事録

■日 時	2025年（令和7年）7月14日（月）14：30～14：56					反訳：株式会社 会議録研究所
■場 所	和泉市コミュニティーセンター1階小集会室					
■出席者	[農業委員] 計（13名）					
(敬称略)	1 西川 文三	2 井阪 武範	3 西辻 達佳	4 飯村 りか	5 紀之定清五郎	
(議席順)	6 山口 一美	7 友田 吉春	8 友田 博文	9 友田 博文	10 辻林 孝幸	
	11 福本 敏行	12 仲野 充	13 森 忠清	14 岡田 如弘		
	[欠席委員] 計（1名）					
	7 井坂 常典					
	[事務局] 計（5名）					
	森 博紀	仲野文三	岸田忠仁	麓 信也	伊藤真琴	
■提出資料	議案書					
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について 報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請の取消について 報告第3号 農地使用貸借権の解約通知受理について 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について					

■議事内容

友田会長	それでは、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。 開催に当たりまして、一言御挨拶いたします。 (会長挨拶) それでは、早速ですけれども、本日の出席者数を事務局から報告願います。
事務局	本日の委員会に出席されております委員は、現時点で13名でございます。7番井坂常典委員におかれましては、欠席の旨の連絡は入ってございません。少し遅れて入られるかと思います。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員総会が成立しておりますことを御報告いたします。
友田会長	それでは、友田会長、議事進行、よろしくお願ひいたします。 本日の議事録署名人には、4番飯村りか委員、5番紀之定清五郎委員の御両名にお願いいたします。 (両委員の承諾あり) それでは、議案書1ページをお願いいたします。 7月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第5号になっておりますのでよろしくお願ひいたします。

	<p>議案書2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転3件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第1号、1番、坪井町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の岸田でございます。</p> <p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は坪井町で、地目は田2筆、面積は合わせて710m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から25km、車で50分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、現在、草刈り機などを保有しており、農業従事日数は160日で、現在、黒石町でオクラやサツマイモなどを栽培しているため、貸主からの耕作証明書が添付されているほか、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「私たち夫婦2人で規模の小さい農作業となりますので、近隣に何らかの影響を及ぼすものではございません。また、近隣の方とも意思疎通を密にして協力していく所存です。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、果樹栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で果樹や野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第1号、2番、福瀬町の物件について、事務局から説明願います。</p> <p>議案書3ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は福瀬町で、地目は畠2筆、面積は合わせて4,462m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>今回譲り受ける申請地は、譲受人が借りて耕作している農地です。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から500m、車で3分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、現在、軽トラックなどを保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p>

	<p>また、周辺地域との関係については、「農薬の防除基準に基づいて耕作します。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の仲野委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、水耕栽培をしていた農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水耕栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号、3番、観音寺町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書3ページ、3番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は観音寺町で、地目は田1筆、面積は1, 348m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から0. 5km、徒歩10分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、現在、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は60日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「付近農地に迷惑かけないよう耕作します。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の井阪武範委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用</p>

	<p>するため、使用貸借権の設定 1 件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第 2 号、1 番、善正町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の麓でございます。</p> <p>議案の説明の前に、お手元にお配りしました、右上に赤字で「訂正後」と書いてある資料への差し替えをお願いいたします。</p> <p>なお、訂正内容といたしましては、面積の訂正となっておりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案書 5 ページ、1 番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は善正町で、地目は畠 2 筆、面積は合わせて 3, 082 m² のうち、6. 46 m²、転用目的、貸人、借人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>立地基準につきましては、農用地区域内にある農地となっております。</p> <p>転用目的は営農型太陽光発電施設設置に必要な支柱や受電設備部分の 3 年間の一時転用で、申請地は 6 年前に一時転用許可を取っており、今回 2 回目の更新を行うため、再度申請を行ったもので、申請地は太陽光パネルの下で原木シイタケの栽培がされている農地となっております。</p> <p>また、知見を有する者の意見書として、営農型太陽光発電設備の下部における作物への影響実証を行い、全国で 500 案件を超える意見書を提出している岡山県の一般社団法人から意見書が提出されており、この意見書によると、異常気象による高温障害もあったため、昨年の単収は地域の平均的な単収の 5、6 割程度となりましたが、品質はよく、ほど木を増やすことで収穫量の増加を図ったり、栽培技術を向上させて平均的な単収に近づけるような努力をしていることから、本件に係る「営農型太陽光発電設備における原木シイタケ栽培は極めて適切である。」との意見書が添付されております。</p> <p>続きまして、地区担当の井之上委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は現在、営農型太陽光発電施設の下でシイタケ栽培を行っている農地である。申請地を転用することにより、周辺農地及び水路などへの影響はないと思われる。貸し人、借り人に確認したところ、申請内容に間違いなく、引き続き太陽光発電設備の下でシイタケ栽培を行うことで、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
西辻委員	<p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>これはえらい面積が、これは電柱か何かですか。何かえらい少ない。6. 16 とか 0. 3 とか。</p>
事務局	<p>事務局の麓でございます。</p> <p>今回の営農型太陽光発電設備の一時転用につきましては、太陽光発電を支えるための支柱部分と、あと変電するための受電設備というものが転用の対象となっておりますので、今回その部分だけで計算すると、面積が 6. 46 m² となったものであります。</p>

西辻委員	確認したんやね。
事務局	はい。
友田会長	これが本数は何本あんのやというところは分かりますか。
事務局	今回の件につきましては、全体で支柱が143本、あと変電して電線につなげるための電柱が2本、高圧電流を変換するための受電設備が1基となっております。
西辻委員	柱の面積を全部合わせてこないなるの。
事務局	はい、そうです。
西辻委員	こんな丸い小さいやつ。
事務局	そうですね、支柱につきましては、直径で7.5cmくらいの支柱で支えていまして、基礎ではなくて、ただ支柱が刺さっているようなものとなっております。
友田会長	ほかにございませんか。 (異議なしの声)
	それでは、ないようですので、議案第2号、1番については、許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。
	続きまして、議案書6ページをお願いいたします。
	議案第3号、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、意見聴取があつた農用地利用集積等促進計画2件を別表のとおり定めるものといたします。
	議案第3号、1番、鍛治屋町の物件について、事務局から説明願います。
事務局	事務局の伊藤でございます。
	議案書7ページ、1番について説明させていただきます。
	物件の所在地は鍛治屋町で、地目は田3筆、面積は合わせて2,102m ² でございます。
	貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。
	また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。
	続きまして、地区担当の讃岐委員から受けました調査結果の報告をいたします。
	「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。
	また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。
	以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。
	この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声)
	異議なしということで、議案第3号、1番については異議なしとして回答いたします。
	続きまして、議案第3号、2番、三林町の物件について、事務局から説明願います。
事務局	議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は三林町で、地目は田1筆、面積は1,080m²でございます。

貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、現在は野菜を栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第3号、2番については異議なしとして回答いたします。

続きまして、報告案件に移ります。

議案書8ページをお願いします。

報告第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり受理いたしましたので報告いたします。

9ページを御参照ください。

続きまして、議案書10ページをお願いします。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権の解約1件に関する通知を受理しましたので、別表のとおり報告いたします。

11ページを御参照ください。

続きまして、12ページ、報告第3号、農地使用貸借権の解約通知受理について、農地使用貸借権の解約1件に関する通知を受理しましたので、別表のとおり報告いたします。

議案書13ページを御参照ください。

続きまして、議案書14ページ、報告第4号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用1件を専決により受理しましたので、別表のとおり報告いたします。

議案書15ページを御参照ください。

続きまして、議案書16ページ、報告第5号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転4件、使用貸借権設定1件を専決により受理しましたので、別表のとおり報告いたします。

議案書17ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了いたしました。

皆さん方で何か御質問がありましたらお受けしたいと思いますが、何かございませんか。

それでは、ないようですので、皆様方には大変お忙しい中、誠にありがとうございました。
これにて委員会総会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

閉会時間 14時 56分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会長

委員

委員